

公募型プロポーザルの公告

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年5月2日

公益社団法人 奈良市観光協会
会長 乾 昌弘

1. 委託業務の概要

- (1) 業務名
観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託
- (2) 業務の目的
奈良での楽しみ方を新しい切り口で提案することで、奈良ファンを増やすと共に、奈良市内での滞在時間の延長を促進するような観光情報誌の制作を目的とする。
- (3) 委託内容
別紙仕様書のとおり。
- (4) 委託期間
契約締結日から令和5年3月17日（金）まで（年2回発行）
- (5) 委託料上限金額
8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 受注者の選定方法

受注者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、審査委員会により、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、業務委託の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と公益社団法人 奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）が、提出書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったのち、業務委託契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は次点者に選定された者が、改めて観光協会と交渉を行うこととなる。また、観光協会は候補者に対し、改めて見積書の提出を求めるものとする。

3. 参加資格要件

応募者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者においては、入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条

による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (7) 次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。
- (イ) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (ロ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (ハ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していないこと。
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 本誌作成にあたり奈良の観光情報の取材及び誌面作成、配送、納品等の業務遂行に対し十分な体制を整えていること。

4. 質疑と回答

質疑は、別紙【様式3】により電子メール（kouhou@narashikanko.or.jp）で受け付け、質疑の回答は、観光協会ウェブサイトにて行うものとする。

質疑受付期限：令和4年5月13日（金）正午まで（必着）

回答日：令和4年5月17日（火）

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出内容

以下の、「i、参加申込書等」と「ii、企画提案書等」を提出すること。

i、参加申込書等（次表「(2) 提出書類」①～②）

正本1部

ii、企画提案書等（次表「(2) 提出書類」③～⑧）

正本1部及び副本7部（計8部）。なお、正本には表面に透けないよう裏面に会社名を記載し、副本には会社名を記載しないこと。

(2) 提出書類

番号	提出書類の名称	規格及び記載内容
①	参加申込書	【様式1】
②	事業者概要書	【様式2】 ※下記の書類を添付すること。 1) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。） 2) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。） 3) 納税証明書（発行後3か月以内のもの。）

		<p>ア. 奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。） 令和3年度及び令和4年度（もしくは、直近2年度分）の法人市民税及び固定資産税の納税証明書（奈良市市民税課で証明。複写物でも可。）</p> <p>イ. 奈良市外の事業者 納税証明書（その3の3）（税務署で証明。複写物でも可。）</p> <p>※本業務で使用する全ての会社実印は「印鑑登録証明書」と同じものを使用すること。 また、外出自粛要請等によって期限までに取得が困難な場合は、写しによる提出も認める。ただし、取得可能な状況になり次第、原本を提出すること。</p>
③	構成案	<p>【A4、4枚まで（任意様式）】</p> <p>※初回である令和4年秋冬号を想定し、仕様書内の掲載必須内容を参考に、対象者を意識した具体的な構成案を作成すること。なお、下記の項目に留意して、意図・狙いとともに記載すること。</p> <p>1) 全体のコンセプト 2) デザイン、テイスト等の意匠 3) ページ割及び各掲載内容のページボリューム 4) その他の工夫</p>
④	表紙イメージ案	<p>【表紙デザイン案 A4、2枚まで（任意様式）】</p> <p>※令和4年秋冬号を想定し、表紙デザインを作成。2案まで作成可能。別紙にてそのデザインの意図・狙いを記述すること。 タイトルロゴタイプは変更しないこと（色は変更可）。</p>
⑤	特集案	<p>【A3見開き、3枚まで（任意様式）】</p> <p>※仕様書13（2）2「特集及び発注者主催キャンペーン情報」の内容について、令和4年秋冬号において、掲載必須内容であるキャンペーン関連特集「ならまち×奈良のお酒」を踏まえて、『ならり』の対象者を意識した特集案を提案すること。提案内容には掲載ページのデザインを含め、企画やデザインの意図・狙いを記述すること。</p>
⑥	人員体制図	<p>【A4、1枚まで（任意様式）】</p> <p>※社内編集担当者及び、企画・製作・取材から配送までの各業務に従事する人員体制（関連図）を作成すること。人員体制図には制作時に発注者の窓口となり、制作に関わる全ての業務を把握できる責任者を置くこと。</p>
⑦	見積書	<p>【A4縦、1枚まで】</p> <p>※税込み金額で、以下の項目を記載すること</p> <p>1) 企画料 2) 取材編集料 3) 写真手配料 4) デザイン料 5) 印刷料 6) 配送料 7) 総経費 8) 消費税 9) その他</p>
⑧	その他観光協会が指示するもの	

(3) 提出方法

持参または郵送

※但し、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便に限る。

(4) 受付期間

- i、参加申込書等（①参加申込書、②事業者概要書）
令和4年5月23日（月）正午まで（必着）
- ii、企画提案書等（③構成案～⑧その他観光協会が指示するもの）
令和4年5月30日（月）正午まで（必着）

6. 提出先

〒630-8122 奈良市三条本町8-1（シルキア奈良2階）
公益社団法人 奈良市観光協会 川口・増谷 宛

7. 注意事項

- (1) 提案は1社1提案までとする。
- (2) 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、選定審査委員会会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は認める。
- (3) 提出された提出書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ①虚偽の内容が記載されているもの
 - ②提出書類の内容や提出方法等が本公告の規定に適合しないもの
- (4) 提出書類は著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。
- (5) 成果品については、原則として観光協会の運営、広報等のために必要な範囲内で、観光協会自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、作成の都合上やむをえず、著作権を観光協会に譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に観光協会に申し入れた承を得ることとする。観光協会に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度観光協会と受注者とで協議することとする。
- (6) 提案書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提案の際に提出した書類は、返却しないものとする。
- (8) 期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付不可となる。
- (9) 審査のため、追加で書類の提出を求める場合がある。
- (10) 提出後において、参加資格が喪失する事由が生じた場合及び応募者の都合により参加の申込みを取り消す場合は、直ちにその旨を書面で届け出ること。
- (11) 提案書類等に虚偽があった場合や応募者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とする。

8. 応募スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 公告及び企画提案書・質問受付開始 | 令和4年5月2日（月） |
| (2) 質問受付終了 | 令和4年5月13日（金）（正午まで） |
| (3) 質問回答 | 令和4年5月17日（火） |
| (4) 参加申込書等受付終了 | 令和4年5月23日（月）（正午まで） |
| (5) 企画提案書等受付終了 | 令和4年5月30日（月）（正午まで） |
| (6) 選定審査委員会開催 | 令和4年6月上旬～中旬頃予定 |

9. 選定審査委員会について

- (1) 日程
令和4年6月上旬～中旬頃予定
- (2) 場所
奈良市観光センター〈NARANICLE（ナラニクル）内〉多目的スペース 予定
- (3) 留意事項
 - ① プレゼンテーション審査とし、プレゼンテーションは応募事業者中の実際に制作

に関わる者が行うこと。なお、プロポーザル当日は応募事業者のみ（外部事業者は除く）参加を可とする。

- ② 1団体あたり30分までとする。応募者によるプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の30分を含む。
- ③ プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。
- ④ プレゼンテーションの方法は応募者の任意とする。
- ⑤ プレゼンテーションにあたりプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に観光協会に申し出ること。なお、会場に電源、プロジェクター、スクリーンはあるが、パソコン等は応募者が用意すること。
- ⑥ 日程については、決定次第、応募者に通知する。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーション審査の方法の変更や参加人数を制限する場合があります、その際は改めて応募者に連絡する。

10. 選定方法及び審査結果

(1) 選定方法

選定審査委員会において、評価基準に基づき採点を行い、その単純合計点数が高い者を候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、令和4年6月中旬頃に各応募者に対して文書にて通知する。

11. お問い合わせ先

公益社団法人 奈良市観光協会（平日9：00～17：45）

〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階

担当：川口・増谷

電話：0742-30-0230 FAX：0742-30-0231

電子メール：kouhou@narashikanko.or.jp